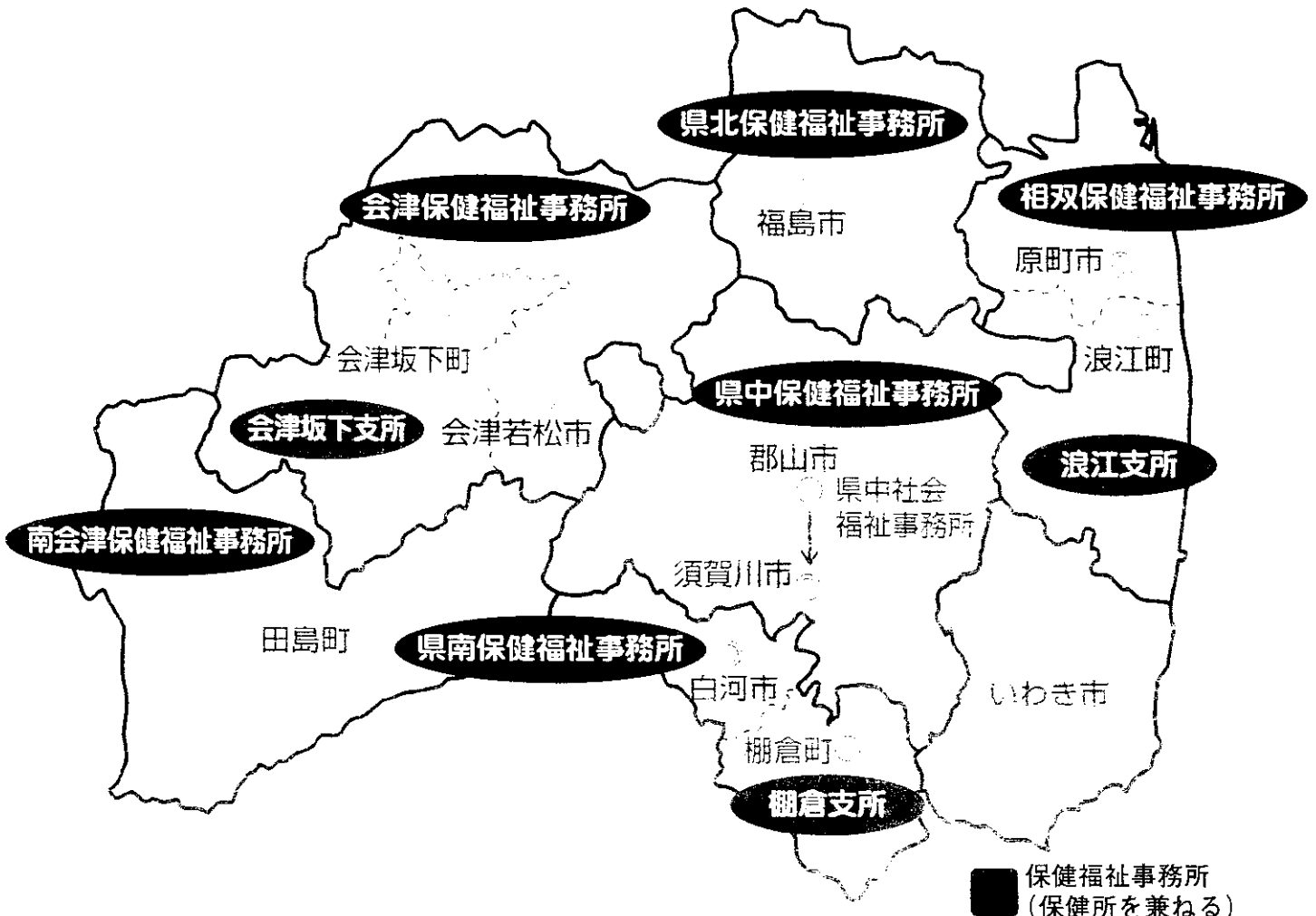


保健と福祉の連携を強化し、県民サービスの向上を図るため、  
県の社会福祉事務所と保健所が一緒になります。

# 平成14年4月1日から 保健福祉事務所が 新たにスタートします。



「安心して暮らし ともに生きる 健康福祉社会」  
を目指して、保健と福祉業務の融合を図った組織と  
して見直しました。

県民の皆さまは保健・医療・福祉の総合的な相談や  
一体的なサービスが受けられます。

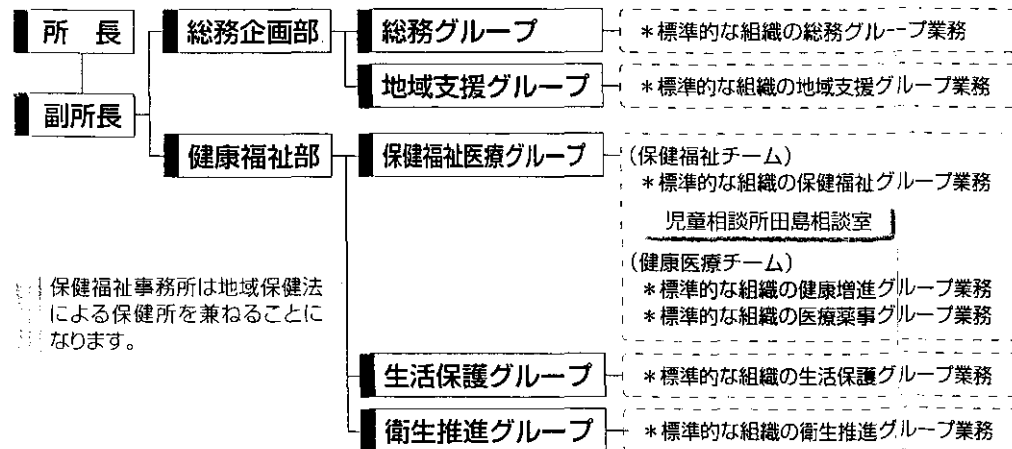
# 保健・医療・福祉事務所は、地域の総合的な保健・医療・福祉行政の拠点となります。

## 組織及び主な業務

◎標準的な組織編成（南会津保健福祉事務所を除く）



◎南会津保健福祉事務所（南会津保健所）



保健福祉事務所は地域保健法による保健所を兼ねることになります。

## 保健・医療・福祉サービスの向上を目指して

総務企画部、健康福祉部、生活衛生部の3部体制になります。（\*南会津保健福祉事務所は総務企画部、健康福祉部の2部体制となります。）

### 【総務企画部】

事務所としての総務、企画調整業務等を行います。また、広域的な計画策定、研修、情報提供等を通じ、県民に身近な行政サービスを主に提供する市町村を支援いたします。

### 【健康福祉部】

高齢者、児童、障害者等に対する業務を対象者ごとに再編し、相談窓口の一本化など各種サービスを県民に分かりやすく効果的に提供します。また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に対する相談にも対応します。さらに、健康づくり推進、疾病対策業務（保健）と生活保護業務（福祉）との相互連携により、保健と福祉の総合的なケアの推進を図ります。

県民に、より身近な児童相談体制を充実します。

各保健福祉事務所に児童相談所の「相談室」を設置し、専門員（児童福祉司、心理判定員）を配置します。（保健福祉グループ内に設置 \*南会津は保健福祉医療グループ）

### 【生活衛生部】

県民の安全で快適な生活環境を守るための衛生業務と県民の生命と健康を守るための医事・薬事、感染症等の業務を行います。健康危機事例が発生した場合には迅速・一体的な対応を行います。

## 2 課・係制に替わりグループ制を導入します。

- ・グループ制では既存の係を統合し、組織の最小単位をこれまでより大きくします。これにより、的確かつ迅速な意思決定、多様化するニーズや業務の繁閑に柔軟に対応できる組織を目指します。
- ・保健福祉、医療薬事、衛生推進グループ内の比較的大きな単位の業務について運営上チームを編成します。（\*南会津は保健福祉医療グループ内にチームを設置）

## 現在の保健所庁舎内で一体的に業務を行います。

（県南・相双除く）

- ・統合によるメリットを十分発揮させるために、組織は同一庁舎又は同一敷地内に配置いたします。
- ・県南・相双保健福祉事務所は、当面、現保健所庁舎と合同庁舎内の現社会福祉事務所のフロアに分かれて業務を行います。（県南保健福祉事務所は改修工事後、15年4月に現保健所庁舎に統合予定）
- ・県中保健福祉事務所は検査チーム（現保健所検査課）を除き、現保健所庁舎で業務を行います。なお、14年度から15年度に庁舎の増築工事を行い、検査チームは工事終了後に移転する予定です。
- ・\*3つの保健所支所は保健福祉事務所（保健所）の支所として残ります。取り扱う業務は従来どおりです。

これまで社会福祉事務所と保健所で実施していた業務は、引き続き保健福祉事務所でも実施いたしますが、4月から精神保健福祉に関する一部業務の窓口が保健所から市町村に変わります。（ただし、郡山市、いわき市にお住まいの方は従来どおり、各市保健所が窓口です。）

- ・精神障害者保健福祉手帳交付事業の窓口業務、精神障害者通院医療費公費負担事業の窓口業務、精神障害者福祉サービスの利用に関する相談・助言・あっせん等の業務（詳しくは最寄りの市町村、保健所（4月から保健福祉事務所）、県庁健康増進課（4月から障害福祉課）にお問い合わせください。）

# 保健福祉事務所(保健所)の所在地 (14年4月1日現在)

事務所名	部	設置場所	住所・電話・FAX番号	今後の庁舎整備の方向
● <b>県北保健福祉事務所</b> (県北保健所)	総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	現県北保健所庁舎 (福島市)	〒960-8012 福島市御山町8番30号 TEL024-534-4101 FAX024-534-4105	
○中央児童相談所	福島相談室	健康福祉部 保健福祉グループ 児童家庭支援チーム内		
● <b>県中保健福祉事務所</b> (県中保健所)	総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	現県中保健所庁舎 (須賀川市)	〒962-0834 須賀川市旭町153番1 TEL0248-75-7800 FAX0248-75-7824 ※検査チームは現郡山合同庁舎南分庁舎内	16年4月新庁舎完成 (予定) 検査チーム(現検査課)はその時点で統合
○中央児童相談所	須賀川相談室	健康福祉部 保健福祉グループ 児童家庭支援チーム内		
● <b>県南保健福祉事務所</b> (県南保健所)	総務企画部 生活衛生部	現県南保健所庁舎 (白河市)	〒961-0074 白河市字郭内127番地 TEL0248-22-5441 FAX0248-23-1252	15年4月に現県南保健所庁舎に統合 (予定)
	健康福祉部	現白河合同庁舎 (白河市)	〒961-0971 白河市字昭和町269番地 TEL0248-23-1536 FAX0248-23-1543	
○中央児童相談所	白河相談室	健康福祉部 保健福祉グループ 児童家庭支援チーム内		
◎ <b>棚倉支所</b> (県南保健所棚倉支所)			〒963-6131 棚倉町大字棚倉字城跡34番地1 TEL0247-33-2241 FAX0247-33-3970	
● <b>会津保健福祉事務所</b> (会津保健所)	総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	現会津保健所庁舎 (会津若松市)	〒965-0873 会津若松市追手町7番40号 TEL0242-29-5504 FAX0242-29-5509	
○会津児童相談所	会津若松相談室	健康福祉部 保健福祉グループ 児童家庭支援チーム内		
◎ <b>会津坂下支所</b> (会津保健所会津坂下支所)			〒969-6553 会津坂下町字西南町裏甲3998番地の1 TEL0242-83-3131 FAX0242-83-1499	
● <b>南会津保健福祉事務所</b> (南会津保健所)	総務企画部 健康福祉部	現南会津保健所庁舎 (田島町)	〒967-0004 田島町大字田島字天道沢甲2542番地の2 TEL0241-63-0302 FAX0241-63-0310	
○会津児童相談所	田島相談室	健康福祉部 保健福祉医療グループ 保健福祉チーム内		
● <b>相双保健福祉事務所</b> (相双保健所)	総務企画部 生活衛生部	現相双保健所庁舎 (原町市)	〒975-0031 原町市錦町一丁目30番地 TEL0244-26-1322 FAX0244-26-1332	
	健康福祉部	現原町合同庁舎 (原町市)	〒975-0031 原町市錦町一丁目30番地 TEL0244-26-1130 FAX0244-26-1139	
○浜児童相談所	原町相談室	健康福祉部 保健福祉グループ 児童家庭支援チーム内		
◎ <b>浪江支所</b> (相双保健所浪江支所)			〒979-1531 浪江町大字川添字佐野21番地 TEL0240-34-3141 FAX0240-34-2139	

●福祉相談コーナーの所在地及び取扱業務は現状どおりです。

**福島県保健福祉部 医務福祉課**  
(4月から保健福祉課)  
TEL.024-521-7219 FAX.024-521-7979

**福島県保健福祉部 児童家庭課**  
TEL.024-521-7174 FAX.024-521-7747

各保健福祉事務所 (4月から上記連絡先へ)

各保健福祉事務所 (4月から上記連絡先へ)

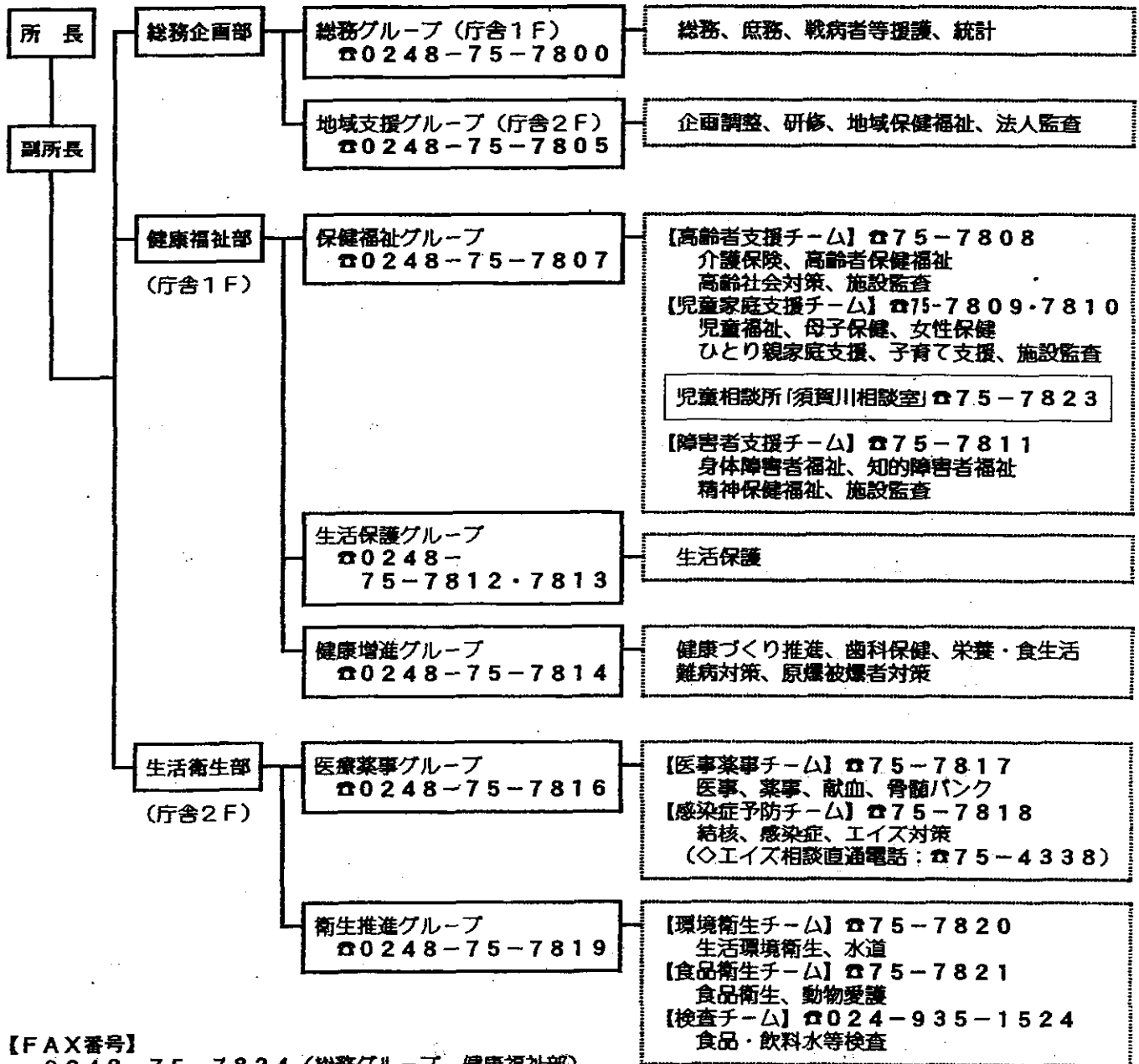
福島県県中保健福祉事務所からのお知らせ

～ 保健と福祉の連携を強化し、県民サービスの向上を目指し、県の保健所と社会福祉事務所が一体となります。～

平成14年4月1日より  
**県中保健福祉事務所として  
 新たにスタートします。**

組織及び主な業務

(※電話番号が変わりました)



【FAX番号】

0248-75-7824 (総務グループ、健康福祉部)  
 0248-75-7825 (地域支援グループ、生活福祉部)

県中保健福祉事務所の所在地

保健福祉事務所は、地域保健法による保健所を兼ねることになります。設置場所は現県中保健所庁舎(須賀川市)です。

〒962-0834  
 須賀川市旭町153番地1  
 ※検査チームは現郡山合同庁舎南分庁舎内

☎ 今後の庁舎整備の方向  
 平成16年4月新庁舎完成(予定)  
 検査チームはその時点で統合

# 保健福祉事務所は、地域の総合的な保健・医療・福祉行政の拠点となります。

## 保健・医療・福祉サービスの向上を目指して

### 1 総務企画部、健康福祉部、生活衛生部の3部体制になります。

#### 【総務企画部】

◎事務所としての総務、企画調整業務等を行います。また、広域的な計画策定、研修、情報提供等を通じ、県民に身近な行政サービスを主に提供する市町村を支援いたします。

#### 【健康福祉部】

◎高齢者、児童、障害者等に対する業務を対象者ごとに再編を行い、相談窓口の一本化など各種サービスを県民に分かりやすく効果的に提供します。また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に対する相談にも対応します。さらに、健康づくり推進、疾病対策業務（保健）と生活保護業務（福祉）との相互連携により、保健と福祉の総合的なケアの推進を図ります。

#### ※県民により身近な児童相談体制を充実します。

・各保健福祉事務所に児童相談所の「相談室」を設置し、専門員（児童福祉司、心理判定員）を配置します。（保健福祉グループ内に設置）

#### 【生活衛生部】

◎県民の安全で快適な生活環境を守るための衛生業務と県民の生命と健康を守るための医事・薬事、感染症等の業務を行います。健康危機事例が発生した場合には迅速・一体的な対応を行います。

### 2 課・係制に替わりグループ制を導入します。

- ・グループ制では既存の係を統合し、組織の最小単位をこれまでより大きくします。これにより、的確かつ迅速な意思決定、多様化するニーズや業務の繁閑に柔軟に対応できる組織を目指します。
- ・保健福祉、医療薬事、衛生推進グループ内の比較的大きな単位の業務について運営上チームを編成します。

### 3 現在の保健所庁舎内で一体的に業務を行います。

- ・統合によるメリットを十分発揮させるために、組織は同一庁舎又は同一敷地内に配置いたします。
- ・県中は検査チーム（現保健所検査課）を除き、現保健所庁舎で業務を行います。庁舎の増築工事を行います。（検査チームは工事終了後に移転する予定）

## ●これまで社会福祉事務所と保健所で実施していた業務は、引き続き保健福祉事務所で実施いたしますが、4月から精神保健福祉に関する一部業務の窓口が保健所から市町村に変わります。

（ただし、郡山市、いわき市にお住まいの方は従来どおり、各市保健所が窓口です。）

・精神障害者保健福祉手帳交付事業の窓口業務、精神障害者通院医療費公費負担事業の窓口業務、精神障害者福祉サービスの利用に関する相談・助言・あっせん等の業務

（詳しくは最寄りの市町村、保健所、県庁健康増進課（平成14年4月から障害福祉課）にお問い合わせください。）